

別紙

諮問第763号

答 申

1 審査会の結論

「運転免許証記載事項変更届」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日までの間に、〇〇警察署に提出した、運転免許証記載事項変更届 生年月日昭和〇年〇月〇日生」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成30年12月17日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるといふものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年11月19日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年4月22日に実施機関から理由説明書を、同年5月25日に審査請求人から意見書を收受し、同年4月26日（第150回第三部会）から同年6月22日（第152回第三部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 運転免許証の記載事項変更に係る事務について

運転免許事務処理要綱の全部改正について（昭和59年8月20日付通達甲（交. 免本. 管）第17号。以下「要綱」という。）第44の1において、本籍、国籍等、住所（他府県から転入した場合を除く。）及び氏名の変更について届出をしようとする場合は、別記様式第12の「運転免許証記載事項変更届」により、また、他府県から転入したことによる住所の変更について届出をしようとする場合は、別記様式第13の「運転免許証記載事項変更届（他府県からの転入者用）」により、運転免許試験場又は警察署（警察署長の指定する地区交番及び駐在所を含む。）においてこれを受理するものとする旨、定めている。

また、要綱第44の2では、警察署長は、上記変更届を受理した場合、速やかにその変更届を別記様式第15の「記載事項変更届送付書」により、運転免許本部長（免許管理課経由）に送付するものとする旨、定めている。

なお、審査請求人が本件にかかる運転免許証の記載事項変更届を〇〇警察署に届け出た以降に上記要綱が廃止され、新たに運転免許事務処理要綱の制定について（平成29年6月1日付通達甲（交. 免本. 管1）第5号）が制定されているが、審査会が確認したところ、運転免許証の記載事項変更に係る事務について、届出に必要な様式及びその受理手続等の内容は、改正前と同視できるものであることが認められた。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「運転免許証記載事項変更届（受理所属名警視庁〇〇警察署、届出日平成〇年〇月〇日、免許証番号第〇号）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定した上で、管理職でない警察職員の印影（以下「本件非開示情報」という。）を条例16条2号及び4号に該当するとして、一部開示決定を行った。

ウ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

実施機関は、運転免許証の記載事項変更の事務について、要綱に基づき、警察署

長が運転免許証記載事項変更届を受理した後、運転免許本部長に送付し、運転免許本部において同変更届を暦年ごとに保管しているところ、審査請求人の氏名、住所等から、対象保有個人情報として本件対象保有個人情報を特定したものであり、その他には保有していない旨、説明する。

そこで、審査会が要綱を確認したところ、実施機関の説明するとおり、運転免許証の記載事項変更を警察署に届け出ようとする者は、要綱で定められた様式にて届け出ること及び警察署長は、当該届出書を受理した後、運転免許本部へ送付することが、それぞれ定められていた。

また、審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、当該様式に記載された届出日、届出者の氏名、生年月日及び届出を受理した警察署名の情報が本件開示請求の内容と一致しており、当該情報が審査請求人の保有個人情報であることが認められた。

これらを踏まえると、本件開示請求について、対象保有個人情報として本件対象保有個人情報を特定し、その他に存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件対象保有個人情報の特定に係る実施機関の判断は、妥当である。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報が開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例16条2号本文に規定する非開示情報に該当すると説明する。

さらに、本件非開示情報は、管理職でない警察職員の印影であり、実施機関では、管理職である警察職員については慣行として公にしているが、その他の管理職でない警察職員については慣行として公にしていなかったため、本件非開示情報は条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないと説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報は、警察職員の姓を刻した印影であり、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから条例16条2号本文に該当し、管理職でない警察職員の印影であることから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同

号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないことが認められた。

したがって、条例16条4号の該当性を判断するまでもなく、本件非開示情報が同条2号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明